

睦沢町通学路等における子供たちの安全確保に関するガイドライン

第1 通則

1 目的

このガイドラインは、睦沢町安全で安心なまちづくり条例（平成18年睦沢町条例第14号）第4条第2項の規定に基づき、通学路等について、地域住民、保護者等の学校関係者、事業者、土地所有者、ボランティア等の関係行政機関すべての関係者（以下「すべての関係者」という。）が協働して講ずべき措置を定めその促進を図ることにより、通学路等における子供たちの安全を確保することを目的とする。

2 基本的な考え方

(1) ガイドラインの対象

このガイドラインは、幼児、児童、生徒等（以下「子供たち」という。）が、通園や通学に利用している道路等及び子供たちが日常的に利用している公園、広場等（以下「通学路等」という。）を対象とする。

(2) 環境を整備するために配慮すべき事項

このガイドラインは、通学路等の防犯性の向上に係る企画、設計、施設整備、管理等安全な環境を整備するために配慮すべき事項や具体的な手法等を示す。

(3) 施策の推進

このガイドラインに基づく施策の推進は、通学路等における犯罪発生状況、地域住民等の要望等を勘案し、特に防犯対策を講ずる必要性の高い通学路等から順次環境整備を図るよう努めるものとする。

(4) 関係部署との協議事項

このガイドラインは、関係法令等との関係、計画上の制約、通学路等の整備・管理状況等に配慮し、対応が困難と判断される項目については、関係部署と協議をする。

(5) 防犯カメラの設置及び運用

このガイドラインにおける防犯カメラの設置及び運用については、睦沢町防犯カメラの設置及び運用に関する規程（平成27年睦沢町訓令第1号）を遵守するものとする。

(6) スクールバスの運行

安全な登下校の確保を目的として、遠距離通学を中心とする小学生を送迎するために、児童の通学の便益と安全を図りながら、学校教育の円滑な推進に向けてスクールバスを運行する。

運行については、通学距離が概ね3キロメートル以上又は通学の実態により安

全性を考慮して、運行対象とする。

(7) ガイドラインの見直し

このガイドラインは、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 安全を確保するために講ずべき措置

1 通学路等における安全な環境の整備基準

次の基準により、通学路等における安全な環境の整備に努める。

(1) 照度の確保

防犯灯、街路灯等の夜間点灯により、路上犯罪や盗難などを防止することなど最低限度の安全性を確保することに努め、安心感のある快適な環境を整える。

(2) 死角の解消

周囲からの見通しが確保されていること。死角となる物件又は箇所がある場合は、死角を解消するためのミラー等の設備が整備されていること。

通学路等にある樹木については、定期的な剪定又は伐採を行い、死角となる箇所の発生が防止されていること。

(3) 歩道と車道の分離

道路については、幅員が広い等構造上可能な場合は、歩道と車道とが分離されていること。

歩道と車道との分離が困難な道路については、カラー舗装等の安全対策が講じられていること。

(4) 通学路における緊急避難所の設置

ア 通学路における防犯ブザーや「こども110ばんのいえ」（注1）の緊急避難場所が設けられていること。

イ 遊歩道、空き家又は空き地周辺その他特に子供たちに対する犯罪の発生の危険性が高い通学路等には、注意看板が掲出され、防犯ブザー、防犯カメラ等の防犯設備が設けられていること。

(5) 学校周辺地域における交通事故防止

自動車による子供たちの送迎により、正門付近が渋滞し、近隣住民及び一般通行車両等に支障が生じるとともに、事故を引き起こすなどの危険性があるので、ルール作りをするなど通学路等の安全を確保し、子供たちの安全に配慮する。

2 安全安心・町民協働パトロール【仮称】（注2）の実施等

(1) 協力体制の確立

すべての関係者が協働して安全安心・町民協働パトロール【仮称】を実施し、通学路等における子供たちの登下校時を中心とした見守り活動、緊急時の保護活

動をはじめ、子供たちの安全確保のための協力体制を確立する。

(2) 地域安全マップ等の活用と安全情報の周知

睦沢町PTA連絡協議会の協力により、通学路等における危険箇所や特に安全上注意を払うべき場所、緊急時に避難できる駐在所、掲載の了解を得た「こども110ばんのいえ」等が掲載された地域安全マップを定期的に作成し、協力家庭等へ配布して協力を得る。

子供たちや保護者に対する安全情報の周知及び注意喚起を図るための取組みを行う。

(3) 安全教育の実施

安全教育を通じて、通学路等における交通安全や危険遭遇時の声出し、防犯ブザーの使い方、「こども110ばんのいえ」への避難等を想定した子どもたち、保護者及び地域住民への安全教育を実施する。

帰宅後においても、外出時における防犯ブザーの携帯、子供たちから保護者へ行き先、帰宅時間を知らせる等の指導を徹底する。

(4) 安全点検の実施及び改善

すべての関係者が連携して通学路等の安全点検の実施及び危険箇所等の改善に向けた『睦沢町通学路交通安全プログラム』（注3）にて通学路安全推進会議を設置し、安全確保に関する取組みを行う。

(5) 情報のネットワーク化

通学路等における子供たちに対する犯罪に関する情報の警察への通報及びフェイスブック、安全安心メール等を活用した警察、町、学校、地域間の情報ネットワーク化を図り、これらの情報の内容に応じた迅速な対策を講ずるためのシステムを整備する。

(注1) こども110ばんのいえ

- ①犯罪等の被害に遭い、または遭いそうになって助けを求めて来た子どもの保護
- ②事件・事故の発生を知った時、110番や119番への通報、学校・家庭への連絡
- ③日常生活で、子供たちが被害に遭いそうな危険な場所を発見した場合の連絡

(注2) 安全安心・町民協働パトロール【仮称】

町民、事業者、行政等すべての関係者が相互に連携して幅広く地域安全パトロールを実施する体制を構築することにより、犯罪発生を抑止に取り組む活動を総称して「安全安心・町民協働パトロール【仮称】」と呼ぶ。

- ・睦沢町教育委員会
- ・睦沢町防犯ボランティア
- ・交通安全推進隊
- ・各学校PTA
- ・自主防犯ボランティア
- ・単位老人クラブ

(注3) 睦沢町通学路交通安全プログラム

通学路の安全確保に向けた継続的な取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、このプログラムに基づき、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図る。

◎通学路安全推進会議メンバー

- ・睦沢町教育委員会
- ・長生土木事務所
- ・茂原警察署
- ・睦沢町まちづくり課事業管理班
- ・睦沢町総務課総務班
- ・各小学校安全担当主任
- ・各小学校PTA代表者